

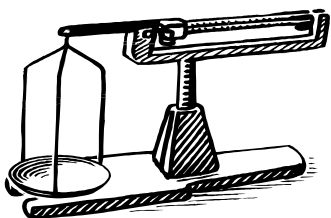
琉球大学教授職員会ニュース 第 113 号

2008 年 1 月 29 日 琉球大学教授職員会 (内線 2023)

E-mail: kyoshoku@eve.u-ryukyu.ac.jp <http://www.cc.u-ryukyu.ac.jp/~kyoshoku/>

二度目の団体交渉迫る!!

12 月 5 日 (水) におこなわれました第 1 回目の団体交渉につきましては、12 月 6 日 (木) の「三者連絡会ニュース」でお知らせした通りです。そして、第 2 回目の団体交渉が 1 月 31 日 (木) に予定され、それを前に教授職員会では、交渉事項に挙げられた「大学教員の任期に関する規定の改正 (農学部助教の任期制導入)」について、その問題点を以下のように考えます。



農学部「助教任期制」の問題点

前回の団体交渉で、農学部より説明された新規採用の助教への任期制とは、「任期制のない」現在の助教と同一の教育・研究条件でありながら、再任評価だけが新たに付与されるものであることが明らかとなりました。

ご存知の通り、任期制法の改正にともない、従来「研究助手」に任期を付けるにとどまっていたものが、「助教」一般に任期を付けることができるようになりました。しかし、これによって「助教」に対して無条件で任期を付けて良いとしているわけではありません。

あくまで任期制法改正においては、個別的・選択的に必要と認められる場合に「任期制」を導入することができるというものであって、少なくとも部局において特定の職階に一律任期を付けて良いとはなっておらず、そもそも任期制法の改正時の政府方針では、無条件で一律に任期を付けることは不適切となっています。

学校教育法の改正趣旨とは

そもそもこのような任期制法の改正は、その前提に学校教育法の改正があることは言うまでもありません。この学校教育法の改正によって、「助教授」が「准教授」に、そして「助手」が「助手」と「助教」に変更になったことは、皆さんご存知の通りです。ここで確認しておかねばならないことは、「助教」とは主に高等教育において「学生を教授し、研究を指導し、または研究に従事する」者とされていること、何より学校教育法の改正趣旨は、教育研究の活性化の観点からの教員組織整備、特に旧助手については職務実態に合わせた位置づけをおこなうことにありました。そして改正に伴う国会付帯決議では、教育研究水準の維持・向上のための若手研究者の教育研究の機会・環境の整備について特段の配慮がなされるべきとされました。すなわち、若手研究者、とくに助手を自立した教育・研究者として認め、その条件整備をすることを改正の目的として「助教」はもうけられたのです。

農学部教授会の決定

振り返ってみると、2006 年 12 月、農学部教授会で任期制の導入をめぐる議論がなされました。結論としては、「制度上問題があれば、団体交渉を通過できないので、そこで正される」とし、十分な議論を尽くさぬまま今年の団体交渉事項となった経緯があります。そして、その結果については、2007 年 3 月 9 日の「三者連絡会ニュース」16 号において「農学部に関しては、すべての助教に任期が付けられるという提案があり、先日の団交でこの件について見解を質しました。当局側の説明では、任期制導入の理由として、若手研究者の流動性が向上し、教育研究が活性化するという説明で

したが、なぜ任期制の方が活性化するのかということに関しては、十分な説明がなされず、到底合意できるものには至りませんでした」とご報告した通りです。

そして、農学部が提案する今回の「助教任期制の導入」の内容は、再任評価と手続きについての追加説明と、既存の施設整備の使用や共同研究に対して、現職教員が親身になって対応するという「優遇措置」が新たに追加されたものでした。また現職教員によって、任期付助教の負担増となることは一切ないようにし、予算配分の減額や教育研究および運営において負担増とならないようにするということです。但し、研究業績を上げる保障として、任期付でない助教よりも予算配分を厚くするなどの財政的優遇はしないことも、併せて盛り込まれました。

任期制拡大が目的ではない!?

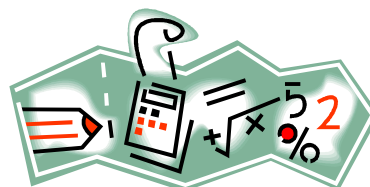
このような農学部の提案に対し、先の団体交渉で教授職員会はもとより三者連絡会の代表者から、「助教の任期制が教育研究等の活性化の推進と教育研究組織の充実に繋がる」根拠について問い質しました。これに対する回答は、昨年度から変わることはなく、納得できる回答は得られませんでした。

そして、団体交渉の席上での当局の回答は「今回の農学部の任期制導入は、あくまで農学部教授会の決定によるものであり、それ以上の任期制の拡大を意図したものではない」というものでした。しかし、「学部教授会で決定」した「任期制導入」であるから、大学当局としてはこれを認め、「学部の自治的措置」を見守りたいという判断は正しいのでしょうか? もちろん、制度の内容や手続きにおいて何ら瑕疵がなく、学校教育法改正の趣旨にそった制度であるならば、「学部の自治的措置」の尊重は認められるべきです。

今求められるのは、大学で任期制に関する規則を整備し、法令の解釈・適用において問題がないかどうかを、責任をもって制定・運用することです。それは「やってみなければわからない」といった曖昧な判断で実施をしてよいものでは決してありません。

今回の農学部「助教任期制」導入にあたっては、それがなぜ農学部の教育研究の活性化の推進と

教育研究組織の充実に繋がるのか、その具体的な証左なくして、「農学部教授会の決定だから」「中期目標に挙げているから」という理由でこれを認めることは、大学運営の責任を果たしているとは言えず、妥当な判断だとは言えないと考えます。



団体交渉での交渉事項

1. 農学部助教任期制について
2. 米軍琉大上空飛行停止の申し入れについて
3. 外部資金による寄付講座の「特命職員の配置」
4. 給与規定(本給月学、扶養手当、入学試験手当、勤勉手当、指定職の範囲)
5. 労働時間等に関する規定
 - i. 機器分析センター長、放射性同位元素等取扱施設長、環境安全センター長を、センター機器分析支援センター長へ統合)
 - ii. 学生サービス窓口延長
6. セクハラ防止委員会の委員を「担当理事」へ変更
7. 土日に勤務を要する非常勤職員の休日を個別に定める
8. パートタイム非常勤職員に雇用期限を設ける
9. 非常勤職員の給与の見直し(医員の非常勤の時間給含む)
10. 非常勤職員の休日
11. 過半数代表者の選出規則(任期を付ける)
12. 定例(毎年)の過半数代表者との協定
 - i. 時間外労働
 - ii. 4週間の変形労働時間制
 - iii. 1ヶ月単位の変形労働時間制
 - iv. 1年単位の変形労働時間時間制(附属小・中)

お知らせ

教授職員会主催

退職記念祝賀会

日時 : 2008年3月7日(金)午後6時30分~

場所 : うりづん(大学会館2階)

会費 : ￥3000

記念品代(￥1000)は別途受け付けておりますので、宜しくお願い致します。